

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 3月の主な発刊書籍一覧（私法部門）
3. 3月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）
4. 発刊書籍＜解説＞

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事】

(1) 最二判平成13年11月21日金法1635号42頁

裁判所は、借地借家法20条に基づき、賃借権の譲渡について賃貸人の承諾に代わる許可の裁判をする場合には、同法20条1項後段の付随的裁判の一つとして、当該事案に応じた相当な額の敷金を差し入れるべき旨を定め、第三者に対してその交付を命ずることができる。

(2) 最一判平成13年11月22日金法1635号38頁

甲が乙に対する金銭債務の担保として、甲の丙に対する既に生じ、又は将来生ずべき債権を一括して乙に譲渡することとし、乙が丙に対し担保権実行として取立の通知をするまでは、譲渡債権の取立を甲に許諾し、甲が取り立てた金銭について乙への引渡しを要しないこととした甲、乙間の債権譲渡契約は、いわゆる集合債権を対象とした譲渡担保契約といわれるもの一つと解されるが、この場合、同契約に基づく債権譲渡について第三者対抗要件を具備するためには、指名債権譲渡の対抗要件（民法467条2項）の方法によることができるのであり、その際に、丙に対し、甲に付与された取立権限の行使への協力を依頼したとしても、第三者対抗要件の効果を妨げるものではない、とされた事例。

(3) 最二判平成14年3月8日 最高HP 平成8年（オ）第852号 損害賠償請求事件

日本を代表する通信社から配信を受けた記事をそのまま裏付取材なしに掲載した新聞社にはその内容を真実と信ずるについて相当の理由があるとはいえず、名誉毀損にもとづく損害賠償義務があるとされた事例。

(4) 大阪高判平成12年7月31日判タ1074号216頁

本件証券会社は、本件顧客から本件株券の売買の委託を受け、これを売却したが、本件株券が盗難株券であったため、買戻義務を負担してその代金を支払っているから、委任事務を処理するために被った損害として、民法650条3項に基づいて、本件顧客に対して、損害賠償を求めることができる。

(5) 大阪高判平成12年9月12日判タ1074号214頁

建物の屋上に広告物を設置し、阪神高速道路を通行する自動車から見えるようにしていた場合、その後、付近に立体駐車場が建築されたために広告が遮られるようになったという事情があるにしても、このような事情が全く予測できないようなものでなかった以上、建物屋上を利用する3年間の契約を、信義則や事情変更の原則により、中途で解約できるものではない。

(6) 東京高判平成12年11月30日判タ1074号209頁

漁業権設定海域でダイビングをするダイバーと、漁業協同組合との間においては、ダイバーが本件潜水整理券を購入して代金を支払った時点において、「漁業協同組合が潜水整理券の購入者であるダイバーに対し本件潜水スポットでの潜水を許容して自己の漁業権への侵害を受忍する一方で、ダイバーにおいては、その対価として、潜水料を支払う。」旨の合意が成立したものと認められるから、その潜水料の額が著しく不相当でない限り、潜水料について不当利得の問題は生じない。

(7) 大阪高判平成12年12月12日金法1636号54頁

破産債権者が、貸金返還債権を破産債権として届け出た場合、そのことによって、当然に、その貸金を破産者から騙し取られたことを理由とする破産者に対する不法行為に基づく損害賠償債権の消滅時効が中断したと解することはできないが、その届出を維持している間は、損害賠償債権について催告が継続していたものと解する余地がある。

(8) 東京高判平成13年9月12日（平11（ネ）1387）判時1771号91頁

精神病院でイソミタールを投与した後、舌根沈下により窒息死するに至ったという事例。

原審では控訴人（原告）が医師等の有形力の行使や電気ショック療法を死因として主張立証してきたため、控訴審で新たな主張をすることは信義則に反し、時機に後れた攻撃防禦方法であるとの被控訴人の主張に対して、イソミタールを原因とする主張をしないことまで表明したわけではないので信義則違反とはいえず、また鑑定書の記載に照らして遺族側にとって死因の直接説明が困難であるとの主張も一理あることから、控訴審での新主張も民訴157条1項違反とはいえないとした。

本案について、事実経過を詳細に認定し、イソミタール投与後の経過観察義務違反と、これにより死亡するに至った相当因果関係を認めた。

(9) 東京高判平成13年11月13日金法1634号66頁

第三債務者複数あり、譲渡債権の内容が、譲渡人が第三債務者らに対して現在有しまたは将来有する債権のうち譲渡人が譲受人に対して負担する債務の残高に充つるまでの金額部分、とされている債権譲渡担保契約であっても、第三債務者らに不測

の損害を被らせることのないような措置がとられていれば、譲渡対象債権が特定されていないとの理由で無効とまでする必要はないとされた事例。

将来の集合債権の譲渡につき、債権譲渡特例法に基づく債権譲渡登記において、「債権発生年月日(始期)」のみ記載され「債権発生年月日(終期)」の記載がない場合、その登記は、「債権発生年月日(始期)」に記載された債権発生年月日に発生した債権の譲渡を公示し、その限度で対抗力を有するにとどまるものである。

報酬債権の譲渡につき、債権譲渡登記上、譲渡債権の種類を売掛債権と記録した場合、その債権譲渡登記は、譲渡債権を特定するための記録に誤りがあり、本件報酬債権を公示しているものとは認められない、とされた事例。

(10) 東京地判平成13年3月21日判時1770号109頁

医師が患者に対し手術のような医的侵襲を伴う治療を行う場合には患者の自己決定権が尊重しなければならないから、医師は患者に対し、治療を行うことが緊急を要し、これを受けるか否かの判断を患者に求める時間的余裕がないなどの特段の事情があるときを除いて、患者の症状、治療の方法・内容及び必要性、その治療に伴い発生の予測される危険性、代替的治療の有無、予後等、患者が当該治療を受けるかどうかを決定するに必要な情報を、当時の医療水準に照らし相当と認められる範囲内で具体的に説明し、当該治療を行うことについての患者の同意を得る診療契約上の義務を負う。

緊急に治療する必要がある、患者本人の判断を求める時間的余裕がない場合や、患者本人に説明してその同意を求めることが相当でない場合などの特段の事情が存する場合でない限り、医師が患者本人以外の者の代諾に基づいて治療を行うことは許されない。

(11) 東京地判平成13年3月23日金法1634号77頁

保証契約において、差押え等により主債務者が期限の利益を喪失して1年が経過した時には保証債務について免責される旨の約定がある場合でも、差押えが取り下げられ、原告一債権者、被告一保証人双方、差押えによる期限の利益の当然喪失はないものであるとの了解のもとに行動をとっている本件にあっては、差押えを根拠に保証契約上の保証の免責の主張をすることが、禁反言ないしは信義則に反し許されない、とされた事例。

(12) 東京地判平成13年5月25日金法1635号48頁

Xに対して連帯保証債務を負担しているA社から営業譲渡を受けたYが、営業譲渡に際して、取引関係者に対して、「A社からYへ営業の全部を譲渡することを決議した」、「今後の取引は、Yが従業員共々、A社の義務を引き継ぐとともに、債権債務を責任をもって継承する」との趣旨の記載のある挨拶状を送付している場合、Yは、この挨拶状により、商法28条でいう債務を引き受ける旨の広告をしたものと認められる、とされた事例。

(13) 津地四日市支判平成13年9月4日判時1770号131頁

交通事故により傷害を負った被害者の逸失利益を算定するについて、近年わが国において極めて低金利の状態が続いており、今後、このような低金利状態が近い将来変化することが予想されるものでないことは、公知の事実である。そうであるとして、そもそも中間利息を控除する趣旨(公平の原則)に照らすと、中間利息を2%として計算することは相当である。

【知財】

(14) 最二判平成14年2月22日 最高HP 平成13年(行ヒ)第142号

(15) 最一判平成14年2月28日最高HP平成13年(行ヒ)第12号 審決取消請求事件

商標権の共有者の1人は、当該商標登録の無効審決がされたときは、単独でその取消訴訟を提起することができる。

(16) 東京高判平成14年3月5日 最高HP 平成11(行ケ)25 特許権 行政訴訟事件

無効審判係属中に放棄によって特許権が消滅したので無効審判請求は成り立たない旨の審決に対する取り消し訴訟。原告は、本件特許の存在により、これに抵触するソフトウェアの作成・開発等ができず損害を被った、と主張し、原告らが本件特許権の存続中これに抵触する行為ができなかったことにより損害を被ったことを理由に訴えの利益を主張したが、裁判所は、仮に原告ら主張の事実関係があったとしても、本件特許を無効にする審判に関する請求人適格が消滅した原告らには、もはや、本件審決の取消を求める法律上の利益はないというべきであり、原告らの訴えの利益はいずれも消滅するに至った、として訴えを却下した。

(17) 東京地判平成14年2月21日 最高HP 平成12(ワ)9426 著作権 民事訴訟事件

新築分譲マンションの平均坪単価、平均専有面積、価格別販売状況等を集計することができるリレーショナルデータベースが著作権法にいうデータベースの著作物に該当するか否かが争われた。裁判所は、「情報フ選択又は体系的な構成によってデータベースの著作物と評価することができるための重要な要素は、情報が格納される表であるテーブルの内容(種類及び数)、各テーブルに存在するフィールド項目の内容(種類及び数)、各テーブル間の関連付けのあり方の点にあるものと解される。」とし、新築分譲マンション開発業者等が必要とする情報をコンピュータによって効率的に検索できるようにするために作成された膨大な規模の情報分類体系であるから情報の選択及び体系的構成としてありふれているということは到底できないので、原告データベースが含む構造の著作物性を認めた。

【民事手続】

(18) 最二判平成14年2月22日 最高HP 平成11年(受)第1455号 建物明渡請求事件

宗教法人の所有する建物の明渡しを求める訴えにつき、日蓮正宗の管長として本件罷免処分をした阿部が正当な管長としての地位にあったかどうかが本件罷免処分の効力を判断するための争点となっていること、本件罷免処分の効力は、被上告人の請求

の当否の判断の前提問題となっていること、日蓮正宗においては、前記のとおり、管長は法主の職にある者をもって充てるものとされていることから、本件罷免処分効力の有無を決するためには、当該人が日蓮正宗においていわゆる血脈相承を受けて法主の地位に就いたか否かの判断が必要であり、当該人が血脈相承を受けたか否かを判断するためには、日蓮正宗の教義ないし信仰の内容に立ち入って血脈相承の意義を明らかにすることが避けられない場合は、請求の当否を決定するために判断することが必要な前提問題が、宗教上の教義、信仰の内容に深くかかわっており、その内容に立ち入ることなくしてはその問題の結論を下すことができないときは、その訴訟は、実質において法令の適用による終局的解決に適しないものとして、裁判所法3条にいう「法律上の争訟」に当たらないというべきである（最高裁昭和51年（オ）第749号同56年4月7日第三小法廷判決・民集35巻3号443頁、最高裁昭和61年（オ）第943号平成元年9月8日第二小法廷判決・民集43巻8号889頁参照）。

【社会法】

(19) 最一判平成14年2月28日 最高HP平成9年（オ）第608号、609号 割増賃金請求事件
ビル管理会社の従業員が従事する泊り勤務の間に設定されている仮眠時間が労働基準法上の労働時間に当たるとされた事例。

【公法】

(20) 最三判平成13年11月27日判時1771号67頁（8号27番で紹介済み）
栃木県公文書開示に関する条例に基づいて、帝京大学の補助金交付申請附属書類の開示請求がなされ、栃木県が開示決定を下したのに対して、帝京大学が取消を求めた事例。

判旨は、条例6条2号の公開することにより情報主体に不利益を与えることが明らかでない場合の解釈として、単に「通常他人に知られたくない」というだけでなく、開示により競争上の地位その他正当な利益が害されることを要し、それが客観的に明らかでなければならないとした。これに基づいて、帝京大学の提出した書類は独自の経営ノウハウを看取できるものでもなく、学校運営を阻害したり信用を害する情報でもないので、非開示事由にはあたらないと判示した。

(21) 最二判平成14年2月22日 最高HP 平成12年（行ツ）第250号、平成12年（行ヒ）第249号 児童扶養手当受給資格喪失処分取消請求事件

児童扶養手当の支給対象児童を定める児童扶養手当法施行令（平成10年政令第224号による改正前のもの）において1条の2第3号の「（父から認知された児童を除く。）」との括弧部分により、父から認知された婚姻外懐胎児童を児童扶養手当の支給対象となる児童の範囲から除外したことは法の委任の趣旨に反し、本件括弧部分は法の委任の範囲を逸脱した違法な規定として無効と解すべきである。

(22) 最一判平成14年2月28日 最高HP 平成9年（行ツ）第136号、137号 交際費等非公開決定処分取消請求事件

公文書の非公開決定の取消訴訟において当該公文書が書証として提出されたとしても当該決定の取消しを求める訴えの利益は消滅しない。

(23) 最一判平成14年2月28日 最高HP 平成9年（行ツ）第55号 交際費等非公開決定処分取消請求事件

公文書に記録されている交際の相手方が識別され得る情報のうちせん別金、弔慰金、見舞金、見舞品及び祝金に係るものが非公開事由に該当するとした部分は是認できるものの、接遇費、賛助金、生花代、記念品代及び賞品代に係るものが一律に非公開事由に該当するとした部分には、法令の解釈適用を誤った違法があり、非該当事由に該当するか否かにつき更に審理を尽くさせるため、上記部分につき本件を原審に差し戻すのが相当である。

(24) 東京高判平成13年4月25日判タ1074号154頁

選挙区間における人口の最大較差は、本件選挙の直前に実施された国勢調査によれば、1対2.309であるが、この較差が示す選挙区間における投票価値の不平等は、一般に合理性を有するとは考えられない程度に達しているといえることができない。

改正公1法150条1項が小選挙区選挙については候補者届出政党にのみ政見放送を認めているが、これをもって国会の合理的裁量の限界を超えているということはない。

3月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・鳥飼重和・大野木孝之監 税務経理協会 352頁 ¥3800
実践企業組織改革 2 株式交換・移転・営業譲渡

・高柳一男 商事法務研究会 265頁 ¥4300
国際企業法務

・東京弁護士会弁護士研究センター編 商事法務研究会 192頁 ¥2000
研究叢書 37 離婚を中心とした家族法

・東京弁護士会弁護士研究センター編 商事法務研究会 208頁 ¥2000
研究叢書 38 不動産の証券化・・・★

・東京弁護士会弁護士研究センター編 商事法務研究会 160頁 ¥2500

弁護士研修講座 平成13年秋季

- ・梶原太市・石田賢一編 青林書院 536頁 ¥5000
民事訴訟書式体系
- ・高岡亮一 中央経済社 400頁 ¥4800
アメリカ特許法実務ハンドブック
- ・岡本正治・片山信弘・小櫻 純編 中央経済社 288頁 ¥4000
会社訴訟をめぐる理論と実務
- ・河村博文 九州大学出版会 328頁 ¥5000
国際会社法論集
- ・小田美佐子 法律文化社 232頁 ¥4800
中国土地所有権と所有権
- ・横尾賢一郎・正木義久 272頁 ¥2400
2002年度施行 改正商法活用ノート
株式会社の改善と株主総会の電子化、企業統治の充実等
- ・服部榮三 商事法務研究会 406頁 ¥3500
平成会社判例175集
- ・日本民事訴訟法学会編 法律文化社 300頁 ¥3300
民事訴訟雑誌 48号
- ・須田晟雄・辻 伸行編 704頁 ¥17800
民法解釈学の展望

3月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門） ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

- ・ニルス・クリスティーエ／寺澤比奈子訳 信山社出版 296頁 ¥2800
司法改革への警鐘 . . . ★
- ・大塚仁也 青林書院 498頁 ¥7000
大コンメンタール刑法 11〔第2版〕 第209条～第229条
- ・稲垣 喬 有斐閣 350頁 ¥5000
医師責任訴訟の構造
- ・憲法会議編 新日本出版社 208頁 ¥1600
憲法問題の焦点 現代改憲学の検証
- ・安藤泰子 成文堂 496頁 ¥10000
国際刑事裁判所の理念
- ・中山研一・浅田和茂・松宮孝明 成文堂 258頁 ¥3300
レヴィジョン刑法 2 未遂犯論・罪数論
- ・河野順一 中央経済社 928頁 ¥12000
労働災害・通勤災害認定の理論と実際

発刊書籍＜解説＞

- ・研修叢書38 不動産の証券化
本書は、弁護士研修センター企画による専門講座の講義録であるが、不動産の証券化に関する教書的な性格も有する。信託概念そのものを含む、証券化不動産の信託財産的機能に関する解説が本論となっている。弁護士に対するセミナーの講義録であるため、実務的であるが一般的な教書よりやや難解である。
- ・司法改革への警鐘
本書は、書名から一見すると、我が国の司法改革についての文献であるかのように見受けられるが、世界10ヶ国語に翻訳されている外書の邦訳版であり、原書において、当該問題を取り上げたものではない。
主にアメリカの刑務所事情などの例を挙げ、法社会学的な見地から、現代犯罪と犯罪取締の在り方について懐疑的な見解を述べている。巻末の訳者あとがきを踏まえて読むことで、本書の内容と日本の司法改革の方向性とを関連付ける訳者の意図がより理解し易いと思われる。